

支援策 No.2 (1)

■ 土地区画整理事業の換地計画において保留地を確保するための支援を受けたい

- 自主的・主体的な取組を行う市町村への財政支援 -

支援事業名

2 (1) 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 (法第 16 条) 【国土交通省】※再掲

支援事業概要

認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画 (認定基本計画において定められた中心市街地 (以下「認定中心市街地」という。) の区域内の宅地について定められたものに限る。) においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設 (認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。) で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができます。

支援を受けるための要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 認定基本計画において法第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整合法第 3 条第 4 項、第 3 条の 2 又は第 3 条の 3 の規定により施行するものの換地計画 (認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。) において定める保留地であること。
- ② 当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。
 - i) 都市福利施設 (認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。) で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの (土地区画整合法第 2 条第 5 項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第 9 条第 2 項第 3 号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)
 - ii) 公営住宅等 (認定基本計画において法第 9 条第 2 項第 4 号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)
- ③ 当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

基本計画に記載する事項

基本方針及び内閣府の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、下記について記載してください。

・保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

参考 URL

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

土地区画整理事業

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 中心市街地活性化担当
電話 03-5253-8111（内線 32-523）

支援策 No.2 (2)

■市町村が行う中心市街地再活性化のためのソフト事業に対して支援を受けたい

- 自主的・主体的な取組を行う市町村への財政支援 -

支援事業名	2 (2) 中心市街地活性化ソフト事業【総務省】 ※再掲
支援事業概要	市町村が、国庫補助金・交付金等を伴わない単独事業（市町村以外の事業実施主体が国庫補助金・交付金等の交付を受けている場合を除く。）として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。
支援対象	市町村
支援を受けるための要件	(1) 基本計画の認定 (2) 下記の要件を全て満たす経費であること。 ① 中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業に要する経費（地方債（地方財政法第 5 条第 5 号に規定する地方債に限る。）を財源とすることができる経費以外の経費）であること。 ② 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項に定める内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下、「認定基本計画」という。）に記載された市町村が行う事業（認定基本計画第 4 から 8 の各項目の「〔2〕 具体的事業の内容（2） ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業」に記載されている事業に限る。）であること。 なお、商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する事業を含む。 ③ 市町村の負担する額（一般財源所要額）が 100 万円を超える事業であること。なお、一般財源所要額が 1 億円を超える事業については、当該事業に要する経費は 1 億円とする。 ④ 次のいずれかに該当するものであること。 - i 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象としたイベント事業で、<u>その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業</u>（商業ベースのものを除く。）の実施又は助成 - ii 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成 - iii 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の後継者育成研修事業への助成 - iv 認定基本計画に記載された事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業 - v 中心市街地における空き店舗対策事業 - vi その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業

基本計画に記載する事項

- ・基本計画「その他特記事項」欄に、事業実施場所と中心市街地活性化区域との関係に応じて「区域内」「区域外」「区域内外」のいずれかを記載すること。「区域外」「区域内外」と記載した事業においては、主たる部分が区域外で実施される場合、「活性化を実現するための位置づけ及び必要性」欄に、当該事業が中心市街地の活性化に相当程度寄与する合理的な理由、具体的な方法論を記載すること。
- ・基本計画「支援措置実施時期」欄には、月単位での実施時期について記載すること。その際、支援措置の実施時期が認定計画期間内か、必ず確認すること。

留意事項等

- ・当該支援措置を受けようとする事業については、特別交付税の調査様式の提出時に、当該事業が期間内の計画の各項（２）①に記載されていることが分かるページの写しを提出してください。
- ・地方債の充当予定事業は本支援措置の対象となりません。
- ・事業実施場所の区分を「区域外」又は「区域内外」とする場合は、事業名と位置関係を示した図面を添付してください。

参考 URL

https://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf

中心市街地活性化ソフト事業・中心市街地再活性化特別対策事業

お問い合わせ先

総務省 自治行政局 地域自立応援課 地域振興室

電話 03-5253-5533 FAX 03-5253-5537

支援策 No.2 (3)

■市町村が行う中心市街地再活性化のための施設整備事業に対して支援を受けたい

- 自主的・主体的な取組を行う市町村への財政支援 -

支援事業名	2 (3) 中心市街地再活性化特別対策事業【総務省】※再掲
支援事業概要	市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とし、その元利償還金の 30%を特別交付税の算定対象とします。
支援対象	実施主体：市町村
支援を受けるための要件	以下に例示され、かつ認定基本計画各項（2）①に本支援措置を活用するものとして位置付けられた施設の整備又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業であること。 【対象となる施設整備の例】 ・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等） ・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等） ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等） ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）
備考	【留意事項】 基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意等手続きが必要となります。 また、別途地域振興室から行う照会時に、当該事業が期間内の計画の各項（2）①に位置づけられている事が分かるページの写しを提出してください。ただし、照会時点において当該事業が期間内の計画各項（2）①に位置づけられていない場合は、年度末までに当該事業が計画各項（2）①に位置づけられるように基本計画の変更を行い、認定後の計画の該当ページを速やかに提出してください。 【根拠法令等】 ○令和 7 年度の中心市街地再活性化特別対策事業の取扱いについては、4 月に公表予定の「令和 7 年度地方債同意等基準運用要綱」をご参照ください。 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html) ○特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第 3 号イ第 57 号
参考 URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf 中心市街地活性化ソフト事業・中心市街地再活性化特別対策事業

お問い合わせ先

総務省 自治行政局 地域自立応援課 地域振興室
電話 03-5253-5533 FAX 03-5253-5537

支援策 No.2 (4)

■ まちなかに公共公益施設等の都市機能等を導入するための支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための交付金制度 -

支援事業名	2 (4) 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）【国土交通省】
支援事業概要	まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。 特例措置：認定中心市街地のみ支援
支援内容	(1) 支援対象 ・地方公共団体 ・独立行政法人都市再生機構※ ・中心市街地活性化協議会※ ・民間事業者 等 ※個別補助金による支援 (2) 支援を受けるための要件 ① 認定基本計画に位置付けられたものであること ② 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計がおおむね 1,000 平方メートル以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合はおおむね 500 平方メートル以上）であること ③ 都市機能導入施設にあっては、次の要件全てに適合するものであること A) ．公益施設を含むものであること イ) ．地階を除く階数が原則として 3 階以上であること ウ) ．耐火建築物又は準耐火建築物であること。 I) ．以下の省エネルギー水準に適合すること。 ・新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。 ・地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。 ・地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。 ④ 地方公共団体が施行する場合にあっては、PPP/PFI 手法の導入検討がなされていること。 (3) 交付対象事業、補助率 ① コア事業 A) ．都市機能まちなか立地支援（補助率：1/3※1）

(調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費(賑わい交流施設、施設内通行部分等)等)

※ 一定の要件を満たす場合、1/15 加算

イ) . 空きビル再生支援(補助率: 1/3※2、※3)

(調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費(賑わい交流施設、施設内通行部分等))

ロ) . 賑わい空間施設整備(補助率: 1/3)

(調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費)

ハ) . 計画コーディネート支援(補助率: 1/3)

(再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用)

ニ) . 関連空間整備(補助率: 1/3)

(駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等)

支援を受けるための要件

当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等が必要です。

基本計画に記載する事項

支援措置の記載にあたっては、国土交通省「令和6年度版中心市街地活性化ハンドブック」IV-3の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)

②防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)

③暮らし・にぎわい再生事業

※③は独立行政法人都市再生機構、協議会向け

参考 URL

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000063.html

暮らし・にぎわい再生事業

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111(内線 32-743)

国土交通省 住宅局 市街地建築課

電話 03-5253-8111(内線 39-654)

支援策 No.2 (5)

■地域の特性を活かして自主性と創意工夫に基づく独自の取り組みを図りたい

- ソフト・ハードや分野間連携の事業を一体的に支援する交付金 -

支援事業名

2 (5) 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金) 【内閣府】※再掲

支援事業概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援します。

支援内容

(1) 事業主体

地方公共団体

(2) 対象事業及び実施計画期間

①ソフト事業 原則3か年度以内 (最長5か年度内)

②拠点整備事業 原則3か年度以内 (最長5か年度内)

③インフラ整備事業 原則5か年度以内 (最長7か年度内)

(3) 交付上限額・補助率

①ソフト事業

1 自治体当たり国費

都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度

補助率：1/2

②拠点整備事業

1 自治体当たり国費

都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度

補助率：1/2

③インフラ整備事業

1 自治体当たり事業計画期間中の総国費

都道府県：50億円 (単年度目安10億円)

中枢中核：20億円 (単年度目安4億円)

市区町村：10億円 (単年度目安2億円)

補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

備考

【留意事項】

事業ごとに、ふさわしい具体的な重要業績評価指標 (以下「KPI」という。) の設定及びPDCAサイクルを整備し、KPIは、原則として事業目的に照らして実現すべき成果 (アウトカム) に係る指標を設定することが必要です。

各地方公共団体においては、交付金の具体的使途 (実施計画上の経費内訳に記載された内容) や

実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表した上で、国への報告を行ってください。

また、個別の事業ごとに産官学金労言などの地域の多様な主体の参画により KPI の達成度について効果検証を行うことが必要であり、毎年度の効果検証の結果及び改善方策については、当該事業の改善やその後の地方版総合戦略の改訂の検討に反映される必要がある。加えて、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表した上で、国への報告を行ってください。

また、採択にあたっては、目指す将来像及び課題の設定、KPI 設定の適切性、自立性、地域の多様な主体の参画の観点から審査します。

なお、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とします。

【沖縄県内における事業について】

基本計画の認定と連携した重点的支援措置のうち、市街地の整備改善のための事業、街なか居住の推進のための事業、公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業、特定事業等であって、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。

【根拠法令等】

地域再生法第 5 条第 4 項第 1 号、第 13 条

参考 URL

【制度概要】

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html>

【新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金） 交付要綱】

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/pdf/shinchihoukouhukin_dai2_koufuyoukou.pdf

お問い合わせ先

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

電話：03-6257-1416

■ 立地適正化計画に基づいた支援を受けたい

- 立地適正化計画に基づいた持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る支援措置 -

支援事業名	
2 (6) 都市構造再編集中支援事業【国土交通省】※再掲	
支援事業概要	
立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。	
支援内容	
(1) 事業主体 地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等 (2) 対象事業 ① 市町村、市町村都市再生協議会 市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、施設等）※、エリア価値向上整備事業、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、こどもまんなかまちづくり事業 等 ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業） ② 民間事業者等 都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設の整備 ※地域生活拠点内（都市計画区域外の地域の拠点となる区域であり、かつ、都市機能誘導区域から公共交通機関で概ね 30 分）では、一部の基幹事業を除く。 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。 (3) 交付期間 概ね 3 ～ 5 年 (4) 国費率 1/2 都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等） ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2	

参考 URL

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

都市再生関連施策

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111（内線 32-737）

支援策 No.2 (7)

■地域主導の個性あふれるまちづくりのための施設整備に対する支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための交付金制度 -

支援事業名
2 (7) 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）【国土交通省】※再掲
支援事業概要
社会資本整備総合交付金は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。 防災・安全交付金は、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業です。
支援内容
(1) 事業主体 市町村、市町村都市再生協議会 (2) 対象事業 市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等。 ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）等 ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業） ※誘導施設相当施設は、社会資本整備総合交付金において地域生活拠点内（都市計画区域を有しない市町村の都市計画区域外の地域の拠点となる区域であり、かつ、都市機能誘導区域を有する市町村の都市機能誘導区域から公共交通機関で概ね 30 分）で実施する場合に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象とする。 ※都市計画区域外で実施する場合は、一部の基幹事業を除く。 (3) 国費率 40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連等、産業関連等、国の重要施策に適合するものは 45%） ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」交付率：45%
備考
【留意事項】 都市再生整備計画事業を実施する市町村は、都市再生整備計画を作成し国土交通大臣に提出することが必要です。 【関連先ページ】

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

都市再生関連施策

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001748656.pdf>

都市再生整備計画事業（概要）

お問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

電話 03-5253-8111（内線 32-737）

支援策 No.2 (8)

■ 医療計画に定める医療提供施設を整備するための支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための交付金制度 -

支援事業名	2 (8) 医療提供体制施設整備交付金【厚生労働省】
支援事業概要	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。 なお、本交付金は、医療計画制度の実効性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。
支援対象	都道府県を通して以下の事業者を対象とします。 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道 社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者
支援内容	医療機関等が実施する事業（医療計画の推進、施設環境等の改善、患者の療養環境改善、医療従事者の養给力の充実等）のうち、都道府県の「医療提供施設等の整備に関する計画」により、救急医療施設、周産期医療 施設等の施設整備の経費の一部を、都道府県が事業実施者に対して補助します。 【対象事業 全 31 事業】 (1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (2) 病院郡輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (3) 救急ヘリポート施設整備事業 (4) ヘリポート周辺施設施設整備事業 (5) 救命救急センター施設整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (7) 小児初期救急センター施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整備事業 (9) 小児医療施設施設整備事業 (10) 周産期医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (13) 医療施設近代化施設整備事業 (14) 不足病床地区病院施設整備事業 (15) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (16) 地域災害拠点病院施設整備事業 (17) 腎移植施設施設整備事業 (18) 特殊病室施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業 (20) 治験施設施設整備事業の (21) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 (22) 医療施設等耐震整備事業 (23) 特定地域病院施設整備事業 (24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 (26) アスベスト除去等整備事業 (27) 病児・病後児保育施設施設整備事業 (28) 医療機器管理室施設整備事業 医療機器に係る評価・選定、保守管 (29) 地球温暖化対策施設整備事業 地球温暖化対策に資する病院及び診 (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (31) 内視鏡訓練施設施設整備事業

参考 URL

https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/h30_jigyoku01a_day2.pdf

医療提供体制施設整備交付金 について

お問い合わせ先

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

電話 03-3595-2194 FAX 03-3503-8562

支援策 No.2 (9)

■ 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設を整備するための支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための助成制度 -

支援事業名

2 (9) 社会福祉施設等施設整備費補助金【厚生労働省】

支援事業概要

生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。

支援対象

事業主体

- ・社会福祉法人等
- ・医療法人、日本赤十字社、NPO 法人、営利法人等
- ※保護施設については社会福祉法人、日本赤十字社

支援内容

(1) 補助対象

障害児及び障害者、生活保護受給者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人等が実施する社会福祉施設の整備（保護施設、児童福祉施設、障害者施設、その他の施設）に関してその経費の一部を助成します。都道府県等が国に対して交付申請を行い、都道府県等が事業実施者に対して経費の一部を補助します。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています。

(2) 補助率

国 1/2、都道府県等 1/4、設置者 1/4

参考 URJ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html

社会福祉施設の整備・運営

お問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局

電話 03-5253-1111（代表）

支援策 No.2 (10)

■ 保育の基盤整備のため、市町村の整備事業に交付

- 都市福利施設整備のための交付金 -

支援事業名	
2 (10) 就学前教育・保育施設整備交付金【こども家庭庁】	
支援事業概要	
保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。	
支援対象	
(公立) 都道府県、市町村 (私立) 市町村	
支援内容	
(1) 対象事業 ＜保育人材確保＞ ①保育士・保育所支援センター設置運営事業 ②保育士資格等取得支援事業 ③保育士宿舎借り上げ支援事業 ④保育体制強化事業 ⑤保育士養成施設に対する就職等促進支援事業 ⑥保育士試験追加実施支援事業 ⑦保育補助者雇上強化事業 ⑧保育士や保育事業者等への巡回支援事業 ⑨保育人材等就職・交流支援事業 ⑩保育士修学資金貸付等事業 ⑪保育所等における I C T 化推進等事業【補正予算】 ⑫保育 ICT ラボ事業【新規】【補正予算】 ⑬保育士・保育の現場の魅力発信事業 ＜小規模保育等の改修等＞ ①保育所等改修費等支援事業【一部補正予算】 ②認可外保育施設改修費等支援事業 ③都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ＜その他＞ ①民有地マッチング事業 ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 ③広域的保育所等利用事業 ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ⑤保育環境改善等事業 ⑥家庭支援推進保育事業 ⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業 ⑧3歳児受入れ等連携支援事業 ⑨保育利用支援事業（入園予約制） ⑩医療的ケア児保育支援事業 ⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 ⑫放課後居場所緊急対策事業 ⑬小規模多機能・放課後児童支援事業 ⑭新たな待機児童対策提案型事業 ⑮待機児童対策協議会推進事業 ⑯保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ⑰保育士等の処遇改善取得促進等事業⑱過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 (2) 補助率：1/2 (公立) 原則として、国 1 / 3、設置者（市区町村） 2 / 3 (私立) 国： 1 / 2、市区町村： 1 / 4、設置主体： 1 / 4 ※以下の場合、国： 2 / 3、市区町村： 1 / 12、設置主体： 1 / 4 ・待機児童対策 待機児童が 10 人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で 20 人以上の定員増加に必要な整備であること等 ・人口減少対策 過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支	

援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

参考 URJ

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/214cace-0305-4ce9-a120-355df90cf035/79f777e5/20250501_policies_hoiku_yosan_21.pdf

就学前教育・保育施設整備交付金

お問い合わせ先

子ども家庭庁 こども成育局

電話 03-6771-8030（代表）

支援策 No.2 (11)

■ 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等の支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための補助金 -

支援事業名	2 (11) 保育対策総合支援事業費補助金【こども家庭庁】
支援事業概要	小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援します。
支援対象	事業主体：市町村又は市町村が認めた者
支援内容	(1) 対象事業 ①賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業 ③認可化移行改修費等支援事業 ④家庭的保育改修費等支援事業 ⑤幼稚園における長時間預かり保育改修費等 ⑥都市部における保育所等への賃借料支援事業 ・賃借料が高い都市部などにおいて、賃借料が局地的に実勢と乖離している場合、公定価格における賃借料加算との差額の一部を補助 ⑦保育環境改善等事業 ・保育所等において障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部を補助 (2) 補助率 ①～⑤：1/2 - ただし、新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は 2/3 の補助率とする。 ⑥：1/2 ⑦：1/2、1/3
お問い合わせ先	子ども家庭庁 こども成育局 電話 03-6771-8030（代表）

支援策 No.2 (12)

■ 地域コミュニティの拠点としての学校施設等を整備するための支援を受けたい

- 都市福利施設整備のための助成制度 -

支援事業名

2 (12) 公立文教施設の整備【文部科学省】

支援事業概要

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、避難所や地域コミュニティの拠点としての学校施設や社会体育施設の整備について支援を行います。

支援対象

事業主体：地方公共団体

支援を受けるための要件

公立学校施設整備費負担金に関する法令、学校施設環境改善交付金交付要綱等の要件に合致するもの。

支援内容

<公立学校施設整備費負担金>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部における校舎・屋内運動場（体育館）等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担します。

国の負担割合：原則：1 / 2

<学校施設環境改善交付金>

地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付します。

参考 URL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の制度概要等について

お問い合わせ先

○公立学校施設について

文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課

電話 03-6734-2000